

新型コロナウイルス感染症等による影響に対する支援策(主なもの) (事業者のみなさま)【令和5年5月8日現在】

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けた事業者に対して下記の支援を行います。詳しくは、下記の相談窓口までお問合せください。

■国の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	所得税、法人税、消費税等の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限までに申告が困難な場合は、個別指定による期限延長を申請することにより申告期限を延長することができます。	所得税、法人税、消費税等の納税義務者	大東税務署 0854-43-2360
2	鶏卵生産者経営安定対策事業	<p>◆支援内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、標準取引価格との差額の一部を支援 ●鶏卵の毎日の標準価格が安定基準価格を下回った場合に成鶏処理費を支援 <p>◆支援額等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補填基準価格と標準取引価格の差額の9割を補填 	鶏卵生産農家	一般社団法人 日本養鶏協会 03-3297-5515
3	《資金繰り》 政府系融資（一般・生活衛生）	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・新型コロナウイルス対策マル経（衛経）融資 ・特別利子補給制度 ・セーフティネット貸付要件緩和 	中小企業 小規模事業者 個人事業者	中小企業金融 相談窓口 0570-783-183
4	《資金繰り支援》民間信用保証付融資	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の拡充 <p>4号：R4.12.31まで 5号・危機関連：R4.12.31まで</p>	中小企業 小規模事業者 個人事業者	中小企業金融 相談窓口 0570-783-183
5	《補助金》 中小企業等事業再構築促進事業	<p>コロナ等による経済社会の変化に対応するために事業者が実施する新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組に対し支援します。</p> <p>【補助要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定すること。 ②事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加を達成すること。 <p>【補助額】</p> <p><成長枠></p> <p>【従業員数20人以下】 100万円～2,000万円 【従業員数21～50人】 100万円～4,000万円 【従業員数51～100人】 100万円～5,000万円 【従業員数101人以上】 100万円～7,000万円</p> <p>中小企業等 1/2（大規模な賃上げを行う場合は2/3） 中堅企業等 1/3（大規模な賃上げを行う場合は1/2）</p>	中堅企業 中小企業	事業再構築補助金事務局コールセンター 0570-012-088

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
5	《補助金》 中小企業等事業 再構築促進事業	<p><グリーン成長枠> ○研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う中小企業等の事業再構築を支援 (エントリー) 中小企業者等【従業員数 20人以下】100万円～4,000万円 【従業員数 21～50人】100万円～6,000万円 【従業員数 51人以上】100万円～8,000万円 中堅企業等 100万円～1億円</p> <p>(スタンダード) 10 補助率補助事業実施期間補助対象経費 中小企業者等 100万円～1億円 中堅企業者等 100万円～1.5億円 中小企業者等 1/2 (大規模な賃上げを行う場合は 2/3) 中堅企業等 1/3 (大規模な賃上げを行う場合は 1/2)</p> <p><卒業促進枠> ○成長枠・グリーン成長枠の補助事業を通して、中小企業等から中堅企業等に成長する事業者に対する上乗せ支援。 成長枠・グリーン成長枠の補助金額上限に準じる 中小企業者等 1/2 中堅企業等 1/3</p> <p><大規模賃金引上促進枠> ○成長枠・グリーン成長枠の補助事業を通して、大規模な賃上げに取り組む事業者に対する上乗せ支援。 補助額：100万円～3,000万円 中小企業者等 1/2 中堅企業等 1/3</p> <p><産業構造転換枠> ○国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の中小企業等が取り組む事業再構築を支援。 【従業員数 20人以下】100万円～2,000万円 【従業員数 21～50人】100万円～4,000万円 【従業員数 51～100人】100万円～5,000万円 【従業員数 101人以上】100万円～7,000万円 ※廃業を伴う場合には、廃業費を最大 2,000万円上乗せ 中小企業者等 2/3 中堅企業等 1/3</p> <p><サプライチェーン強靱化枠> ○最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等の事業再構築を支援。 【従業員数 5人以下】100万円～500万円 【従業員数 6～20人】100万円～1,000万円 【従業員数 21人以上】100万円～1,500万円 ※廃業を伴う場合には、廃業費を最大 2,000万円上乗せ 中小企業者等 2/3 (その他要件あり) 中堅企業等 1/3 (その他要件あり)</p>	中堅企業 中小企業	事業再構築補助金事務局コールセンター 0570-012-088

■島根県の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	県税の納税猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、県税の納税が困難な方で、要件に該当する場合は、申請することにより、原則として1年以内の期間に限り納期限の猶予(先延ばし)が認められます。	県税の納税義務者	東部県民センター 雲南事務所 0854-42-9520
2	法人県民税の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限に申告が困難な場合は、申告期限を延長することができます。	法人県民税の納税義務者	東部県民センター 法人課税課 0852-32-5621
3	《資金繰り》 セーフティネット資金	新型コロナウイルス感染症に起因して売上高が減少している事業者に対する資金繰りを支援します。 【融資対象】設備資金、運転資金(既往債務の借換可) 【融資期間】12年以内(据置期間3年以内含む) 【融資限度額】8,000万円 【融資利率】年1.10%(責任共有外) 年1.25%(責任共有) 【保証料率】年0.3% 【取扱期間】令和4年4月1日～令和5年6月30日	中小企業者	島根県商工労働部中小企業課 0852-22-6204
4	《補助金》 商社等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により経済情勢の先行きが見通せない中、県内製造業者の受注量を確保していくため、販路拡大の取組を支援します。 ・専門商社等が、複数の県内製造業者の製品をコーディネートし、展示会等で販路開拓を行う場合 【補助率】事業経費の2/3 上限300万円	県内製造業者	島根県商工労働部産業振興課 0852-22-5293
5	《補助金》 営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援	新型コロナウイルス感染症の影響により経済情勢の先行きが見通せない中、県内製造業者の受注量を確保していくため、販路拡大の取組を支援します。 ・県内製造業者が、営業代行業者等を活用する場合 【補助率】事業経費の2/3 上限100万円	県内製造業者	島根県商工労働部産業振興課 0852-22-5293
6	《補助金》 ものづくり産業デジタル技術導入事業	新型コロナウイルス感染症の影響により経済情勢の先行きが見通せない中、県内ものづくり産業の生産性向上を図るため、県内の中小企業者のモデルとなるデジタル技術を導入・実証する事業の取組を支援します。 【補助率】導入型：事業経費の1/2 上限5,000万円 実証型：事業経費の1/2 上限1,000万円	県内製造業者	島根県商工労働部産業振興課 0852-22-5293
7	《補助金》 ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業(原油価格・物価高騰対策分)	新型コロナウイルス感染症の長期化に加えて、原油価格・物価高騰の影響を受けている製造業者の生産プロセスの変革やサプライチェーン再構築への対応等による収益確保のために必要な設備投資等を支援します。 【補助率】事業経費の1/2(小規模事業者は2/3) 上限50～1,000万円	県内製造業者	島根県商工労働部産業振興課 0852-22-5293

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
8	《補助金》 ものづくり産業 エネルギーコスト削減対策緊急支援事業	エネルギー価格高騰の影響を受けている製造業者が取り組むエネルギーコスト削減効果の高い設備投資等を支援します。 【補助率】事業経費の1/2（小規模事業者は2/3） 上限 40～500 万円	県内製造業者	島根県商工労働部産業振興課 0852-22-5293
9	《補助金》 飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食・商業・サービス業を営む中小企業者等に対して、売上回復のための新たな取組に必要な設備導入費などを支援します。 【補助率】事業経費の1/2 （コロナ資金を利用している場合 2/3） 上限 40～200 万円	飲食、商業及びサービス業事業者	島根県商工労働部中小企業課 0852-22-6204
10	《補助金》 中小企業団体経営基盤緊急強化事業	原油価格・物価高騰の影響を受けている県内中小企業者を構成員とする団体に対し、コスト削減や生産性向上などに資する共同取組を支援します。 【補助率】事業経費の1/2 （構成員の2/3が小規模事業者である場合 2/3） 上限 20,000 千円（ハード） 4,000 千円（ソフト）	県内に主たる事業所を有する団体	島根県商工労働部中小企業課 0852-22-6204
11	《経済回復支援》 しまねプレミアム飲食券	飲食需要を下支えするため、県独自の支援策として、プレミアム商品券を販売します。 【実施内容】 額面 6,000 円を 5,000 円で販売（20%上乘せ） 【販売期間】 令和 5 年 3 月 15 日～令和 5 年 7 月 31 日 【利用期間】 令和 5 年 3 月 20 日～令和 5 年 8 月 10 日	飲食事業者	しまねプレミアム飲食券事務局 0852-59-5650
12	ご縁も、美肌も、しまねから。 しまね旅キャンペーン	島根県内の旅行で、利用料金の 20%相当額を支援します。 ○割引の上限 3,000 円/人・泊 ○交通付き宿泊プランの場合の割引の上限 5,000 円/人・泊 ◎しまねっこペイの配布 上記の商品の金額に応じて、以下のとおり配布 休日：2,000 円以上の商品 1,000 円分 平日：3,000 円以上の商品 2,000 円分	観光業 運輸業 飲食業 宿泊業	島根県商工労働部観光振興課 0852-22-5625

■雲南市の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	市税等の納税猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、市税等の納税が困難な方で、要件に該当する場合は、申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、納期限の猶予(先延ばし)が認められます。	市税等の納税義務者	市民環境部 債権管理対策課 0854-40-1035
2	法人市民税の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限に申告が困難な場合は、申告期限を延長することができます。	法人市民税の納税義務者	市民環境部 税務課 0854-40-1034
3	《補助金》 雲南市信用保証料補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対象融資制度の融資を受けた事業者の方に信用保証料の経費の一部を補助します。 【対象融資】 島根県中小企業制度融資 島根県信用保証協会が取扱う保証融資(一部を除く) 【補助額】 対象融資の信用保証料の10/10以内 上限20万円	セーフティネット保証(4号・5号・危機関連)認定を受けた中小企業者	産業観光部 商工振興課 0854-40-1052 雲南市商工会 0854-45-2405